

社会福祉法人びゅあ危機管理マニュアル
－ 各事業所共通 －

社会福祉法人 びゅあ

目 次

施設内事故・事件対応マニュアル	・・・・・・・・・・ 1
食中毒・感染症等対応マニュアル	・・・・・・・・・・ 2
施設入所者等の行方不明事故対応マニュアル	・・・・・・・・・・ 3
送迎車の交通事故対応マニュアル	・・・・・・・・・・ 4
光化学オキシダント(光化学スモッグ)対策マニュアル	・・・・・・・・・・ 5
浜田市の具体的対応の流れ	・・・・・・・・・・ 6
事故発生時フローチャート	・・・・・・・・・・ 7
施設内事故・事件発生時の緊急連絡先	・・・・・・・・・・ 8

【報告様式】

・ 事故等発生報告書	・・・・・・・・・・ 9
・ インフルエンザ様疾患患者発生報告書等	
・ 食中毒等その他公衆衛生事故による患者発生報告書	・・・・・・・・ 13
・ 施設入所等の行方不明事故にかかる報告書	・・・・・・・・ 15
・ 大気汚染緊急時における被害状況受付票	・・・・・・・・ 16

注意点 このマニュアルでは、災害は除いております。

災害とは？

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

↓

従来どおり島根県地域防災計画に基づき報告して下さい。

施設内事故・事件対応マニュアル

(1) 事前体制

- ① 事故・事件の発生に備えて、入所者等の状況等を常時把握するよう努めること。
- ② 事故・事件の発生時に、必要な情報が、職員及び入所者等に迅速かつ的確に伝達できる体制を確立すること。
- ③ 警察署、消防署、医療機関、福祉事務所等との連携を密にし、事故・事件発生の際の情報伝達や情報提供等が円滑に行える体制を確立すること。
- ④ 日頃から、市町村及び地域住民等との連絡を密にし、施設等の状況や入所者等の実態を認識してもらうよう努めるとともに、事故発生の際の対応が円滑に行えるよう、協力体制を確立すること。

(2) 緊急体制・事後体制

事故・事件が発生した場合の対応	対応日時
① 事故・事件の発生	年 月 日 時 分
② けが人の手当て等を行う。火災などの発生時については、速やかに入所者等の避難誘導を行う。また、事故・事件発生時の情報を収集するとともに、必要に応じて発生現場を保存する。	
③ 管理者等に状況を報告する。	
④ 火災の消火や救急車の出動を要請するため消防署に通報する。 消防署 TEL：0855-22-0119 FAX：0855-23-1228	
⑤ 警察に通報する。 警察署 TEL：0855-22-0110	
⑥ 死亡された方・けがをされた方のご家族へ報告する。	
⑦ 管理者等は早急にお見舞いと謝罪を行う。	
⑧ 社会福祉施設等は、市町村及び県福祉事務所に報告する。 ※事故・事件の発生報告→様式1 市町村 TEL：0855-22-2612（浜田市） FAX：0855-23-3428 県地域福祉課 TEL：0855-29-5580 石見スタッフ TEL：0855-29-5544 FAX：0855-29-5547	
⑨ 県庁担当課(室)や県福祉事務所が行う、現場確認、聞き取り等に協力するとともに、再発防止に努める。	

食中毒・感染症等対応マニュアル

(1) 事前体制

- ① 食中毒・感染症等の発生に備えて、入所者等の体調等を常時把握するよう努めること。
- ② 食中毒・感染症等の発生時に、必要な情報が、職員及び入所者等に迅速かつ的確に伝達できる体制を確立すること。
- ③ 警察署、消防署、医療機関、福祉事務所、保健所等との連携を密にし、発生の際の情報伝達や情報提供等が円滑に行える体制を確立すること。

(2) 緊急体制・事後体制

食中毒・感染症等が発生した場合の対応	対応日時
① 食中毒・感染症等の疑いの発生	年 月 日 時 分
② 消防署に通報し、救急車を要請する。医療機関に通報する。 (嘱託医が設置されている施設にあっては、診察を要請。) 消防署 TEL : 0855-22-0119 FAX : 0855-23-1228	
③ 当該施設は、被害の拡散防止措置を講ずる。	
④ 管理者等に状況を報告する。	
⑤ 食中毒・感染症等になられた方のご家族に報告する。	
⑥ 管理者等は早急にお見舞いと謝罪を行う。	
⑦ 社会福祉施設等は、市町村及び県福祉事務所等に報告する。 ※報告 インフルエンザ患者の発生 → 様式2-1 インフルエンザ患者の死亡 → 様式2-2 食中毒等の事故による患者の発生 → 様式3-1 食中毒等の事故による患者の死亡 → 様式3-2 市町村 TEL : 0855-22-2612 (浜田市) FAX : 0855-23-3428 県地域福祉課 TEL : 0855-29-5580 石見スタッフ TEL : 0855-29-5544 FAX : 0855-29-5547 浜田保健所 TEL : 0855-29-5561 TEL : 0855-29-5557 FAX : 0855-29-5562	
⑧ 県庁担当課(室)や県保健所等が行う、現場確認、聞き取り調査等の実施に協力するとともに再発防止に努める。	

施設入所者等の行方不明事故対応マニュアル

(1) 事前体制

- ① 事故の発生に備えて、普段から入所者等の行動傾向等を常時把握するよう努めること。
- ② 事故の発生時に、必要な情報が、職員及び入所者等に迅速かつ的確に伝達できる体制を確立すること。
- ③ 警察署、消防署、医療機関、福祉事務所等との連携を密にし、事故発生の際の情報伝達や情報提供等が円滑に行える体制を確立すること。
- ④ 日頃から、市町村及び地域住民等との連絡を密にし、施設等の状況や入所者等の実態を認識してもらうよう努めるとともに、事故発生の際の対応が円滑に行えるよう、協力体制を確立すること。

(2) 緊急体制・事後体制

行方不明事故が発生した場合の対応	対応日時
① 行方不明事故の発生	年 月 日 時 分
② 管理者等に状況を報告する。	
③ 入所者等の人数確認を行う。	
④ 施設内搜索・施設職員が手分けして搜索する。 (事務室には1名待機)	
⑤ ご家族や知人等心当たりの所へ連絡し、所在を確認する。	
⑥ 警察、消防署に通報し、搜索を依頼 警察署 TEL : 0855-22-0110 消防署 TEL : 0855-22-0119 FAX : 0855-23-1228	
⑦ 地域（民生委員等）ネットワークに連絡し、搜索を依頼	
⑧ 市町村に連絡するとともに、広報網への依頼 市町村 TEL : 0855-22-2612（浜田市） FAX : 0855-23-3428	
⑨ 地域住民やボランティアへの捜査協力の要請	
⑩ 社会福祉施設等は、県福祉事務所に報告する。 ※入所者等の行方不明事故報告 → 様式4 県地域福祉課 TEL : 0855-29-5580 石見スタッフ TEL : 0855-29-5544 FAX : 0855-29-5547	
⑪ 管理者等は、家族に対して謝罪を行うとともに、捜査に協力してくれた地域住民・ボランティア等に対してお礼に伺う。	
⑫ 県庁担当課（室）や県福祉事務所が行う、現場確認、聞き取り等の実施に協力するとともに再発防止を図る。	

送迎車の交通事故対応マニュアル

(1) 事前体制

社会福祉施設等に対し、次の事項等について周知徹底するとともに、交通事故が発生した場合に備え、連絡体制を日頃から点検しておく。

- ① 事故等の発生に備えて、見通しの悪い箇所や工事中の箇所などの通行危険箇所を常時把握するよう努めること。
- ② 事故等の発生時に、必要な情報が、職員及び入所者等に迅速かつ的確に伝達できる体制を確立すること。
- ③ 警察署、消防署、医療機関、福祉事務所等との連携を密にし、事故発生の際の情報伝達や情報提供等が円滑に行える体制を確立すること。
- ④ 日頃から、市町村及び地域住民等との連絡を密にし、施設等の状況や入所者等の実態を認識してもらうよう努めるとともに、事故発生の際の対応が円滑に行えるよう、協力体制を確立すること。

(2) 緊急体制・事後体制

送迎中に事故が発生した場合の対応	対応日時
① 事故の発生	年 月 日 時 分
② 消防署に通報し、救急車を要請する。 消防署 TEL : 0855-22-0119 FAX : 0855-23-1228	
③ 警察に通報する。 警察署 TEL : 0855-22-0110	
④ 管理者等に状況を報告する。	
⑤ 事故に遭われた方のご家族に報告する。	
⑥ 管理者等は早急にお見舞いと謝罪を行う。	
⑦ 社会福祉施設等は、市町村及び県福祉事務所に報告する。 ※事故等の発生報告→様式1 市町村 TEL : 0855-22-2612 (浜田市) FAX : 0855-23-3428 県地域福祉課 TEL : 0855-29-5580 石見スタッフ TEL : 0855-29-5544 FAX : 0855-29-5547	
⑧ 県庁担当課(室)や県福祉事務所が行う現場確認、聞き取り、等の実施に協力するとともに、再発防止を図る。	

光化学オキシダント(光化学スモッグ)対策マニュアル

光化学スモッグとは

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、日光に含まれる紫外線の影響で光化学反応を起こし、それにより生成する有害な光化学オキシダントが空中に停留しスモッグ状になることをいう。

発生しやすい気象条件

- ◎ 日中、常に晴れまたは薄曇
 - ◎ 日中の気温が24℃以上
 - ◎ 朝方、北よりの弱い風が吹き、日中、南よりの風が変わる。平均風速が秒速4m以下
 - ◎ 9時から15時の間に3時間以上の晴れ間がある
- ※ ただし、これらの条件は地域によって異なる。

人体に対する影響

- ◎ 目がチカチカする。目が痛い。涙が出る。
- ◎ 喉が痛い。咳が出る。息苦しい。
- ◎ 重症例：手足のしびれ。めまい。頭痛。吐き気。意識障害。失神。

植物に対する影響

- ◎ 葉が黄変し、枯れ落ちたりする。花の色が変色する。

被害防止方法の例

光化学スモッグの注意報・警報が発令された場合、又は目や喉に異常を感じた場合は、

- ◎ なるべく屋外に出ない。
- ◎ 屋外にいる場合は、屋内に入る。
- ◎ 窓やカーテンを閉める。
- ◎ 体調が悪い人は、なるべく屋内で休む。
- ◎ 自動車の運転は控える。

処置方法

- ◎ 洗眼やうがいを行い、シャワーを浴びるなどして皮膚も洗浄することが望ましい。
- ◎ 清浄な空気の室内で安静にしていれば概ね症状は消失する。
- ◎ 重症例については内科等の医療機関を受診する。なお、受診料等の補助はない。

緊急時発令及び解除の基準

(発令)

オキシダントの1時間値濃度が発令基準に該当し、気象状況からみてその状態が継続すると認められる場合に発令する。

(解除)

オキシダントの濃度が発令基準未満となり、気象状況からみて汚染状態が悪化するおそれがないと認められる場合に解除する。

環境基準：0.06ppm以上 注意報発令基準：0.12ppm以上 警報発令基準：0.4ppm以上

浜田市の具体的対応の流れ

【 注意報・警報発令及び解除 】

- ① 環境課から関係各課へ連絡。（電話及びメール（様式7-1）による）
- ② 関係各課から所管施設へ連絡。（電話及びメール（様式7-1）による）
- ③ 所管施設は具体的な対策を実施。（マニュアル内の被害防止方法の例及び処置方法）
- ④ 市民等からの問い合わせの対応は、このマニュアルによる。（関係各課及び所管施設）
このマニュアルで対応できない場合は、
浜田保健所環境保全グループ（TEL 0855-29-5560）
島根県環境政策課（TEL 0852-22-5277）へ連絡するよう伝える。
- ⑤ 住民等から被害発生の届出があった場合は、関係各施設において被害状況受付票（様式9）により聴取し、その届出があった日のうちに環境課へ報告する。

【 環境課 TEL:0855-22-2612（内戦223・224） FAX:0855-23-6941 】

【 参 考 】

緊急時の島根県の対策

（注意報発令時）

- ① ばい煙排出者または自動車使用者に対し排出量削減等を要請
- ② 一般県民に対し緊急時の注意事項等について周知
- ③ 緊急時協力工場を状況に応じて指定し、排出量等の削減を勧告

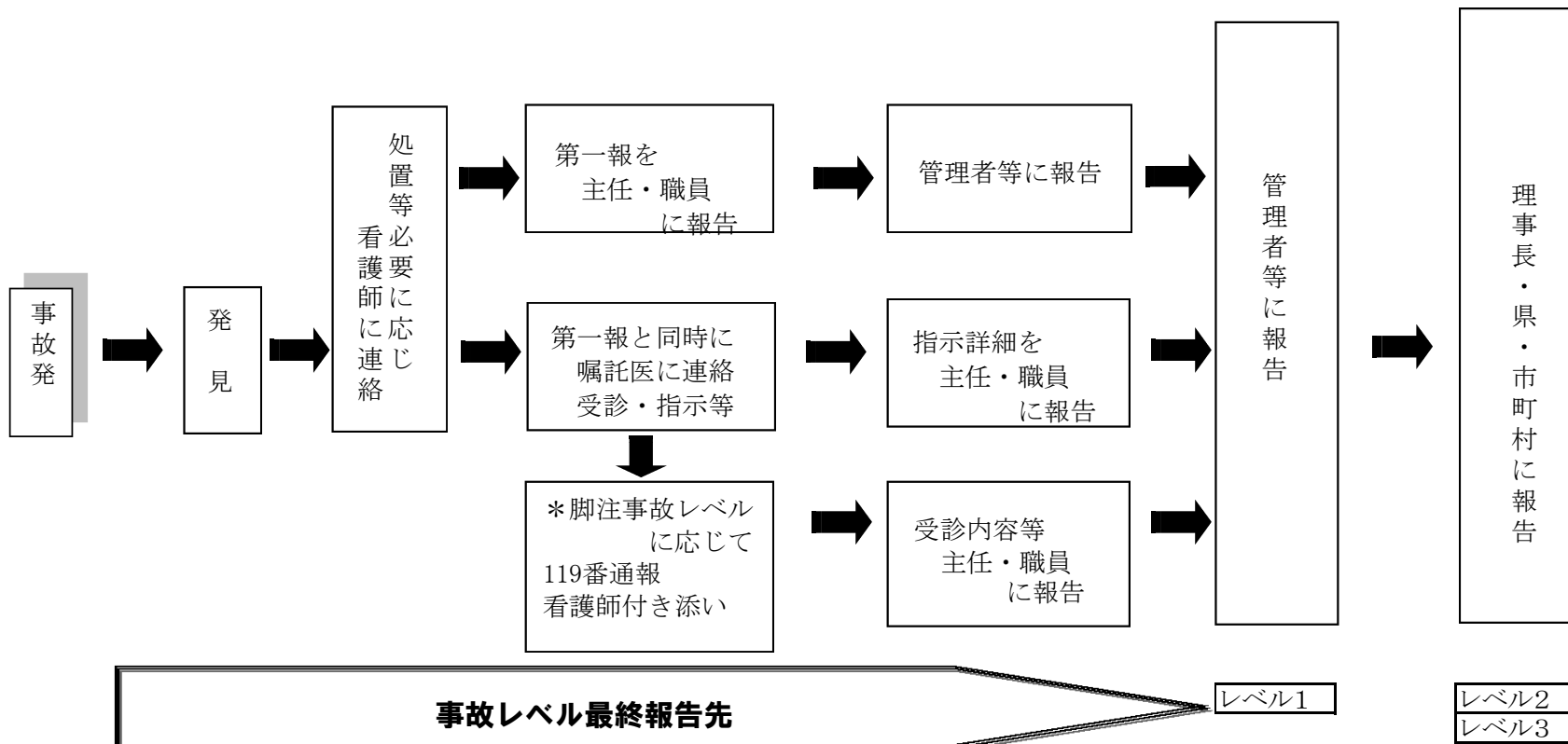
（警報発令時）

- ① 注意報発令時の①②と同じ
- ② 緊急時協力工場を状況に応じて指定し、排出量等の削減を命令
- ③ 県公安委員会に対し道路交通法による措置を要請

事故発生時フローチャート（各事業所共通）

社会福祉法人びゅあ

《人身傷害にかかる場合》



事故レベル表

*脚注:

段階	事故内容	最終報告先	
レベル1	擦り傷・表皮剥離・打ち身等	各事業所管理者	内容により家族へ
レベル2	受診・入院が必要な事故（骨折など）	県・市町村(入院を要する場合は必ず)	家族へ必ず連絡
レベル3	死亡等生命の存亡に係わる事故(呼吸停止など)	県・市町村	家族へ必ず連絡

施設内事故・事件等発生時の緊急連絡先

県福祉事務所
島根県地域福祉課
石見スタッフ
TEL (0855) 29-5580
(0855) 29-5544
FAX (0855) 29-5547
夜間・休日の場合
・上記と同様

警察署
浜田警察署
TEL (0855) 22-0110

消防署
浜田消防署
TEL (0855) 22-0119
FAX (0855) 23-1228

市町村
浜田市役所 高齢障がい課 障がい福祉係
TEL (0855) 22-2612
FAX (0855) 23-3428
江津市役所 社会福祉課
TEL (0855) 52-2501
FAX (0855) 52-1374
三隅支所 市民福祉課 健康福祉係
TEL (0855) 32-2806
FAX (0855) 32-2850
金城支所 市民福祉課 福祉係
TEL (0855) 42-1235
FAX (0855) 42-1328
旭支所 市民福祉課 福祉係
TEL (0855) 45-1435
FAX (0855) 45-0135
弥栄支所 市民福祉課 福祉係
TEL (0855) 48-2656
FAX (0855) 48-2952

夜間・休日の場合
・左記と同様
・職員に連絡
理事長 河内 守正
TEL 090-8248-9196
管理者
TEL
管理者
TEL
管理者
TEL
事務長
TEL
生活支援員
TEL
管理者
TEL

※災害時における連絡につきましては、防災計画に基づいて報告します。